

第1 労働委員会とは

労働委員会は、労働者と使用者の間で発生したトラブルを迅速・円満に解決するため、法律（労働組合法第19条）によって設けられた行政機関です。

1 機能

労働委員会の機能は、調整機能と準司法的機能（審査又は判定機能）の二つに大別されます。

調整機能は、労働争議のあっせん、調停、仲裁を行う機能で、準司法的機能は、不当労働行為の審査及び判定、労働組合の資格審査及びその証明などを行う機能です。

2 組織、構成

労働委員会は、公益を代表する者（公益委員）、労働者を代表する者（労働者委員）、使用者を代表する者（使用者委員）の公労使三者各同数の委員で構成されている合議制の機関です。当委員会は、それぞれ5名、計15名の委員で構成されています。

この三者構成が、他の機関にはない労働委員会の特徴となっています。

3 運営

労働委員会は公労使委員による合議制の行政機関であり、また、対立する労使間の諸問題についての準司法的機能を有していることから、その運営は中立かつ公正になされなければなりません。このため、事案に応じて各種の会議を開催して意思決定を行っております。

また、労働委員会には、委員の事務を補佐するために事務局が置かれています。

労働委員会は、円満な
労使関係の確立をバック
アップする専門的な行政
機関です。



ご利用について(Q&A)

Q： 利用に当たって相談したいのですが、**秘密**は守られるのでしょうか？

A： 労働委員会の委員や事務局職員は、労働組合法第23条により職務に関して知り得た秘密をほかに漏らすことは禁止されていますので、安心して相談してください。

また、相談があったことや相談の内容について、相談者の了解を得ずに、当委員会から会社などに連絡したり、問い合わせたりするようなことはありません。

Q： 利用するときに、**費用**はかかりますか？

A： 事前相談、利用ともに費用は一切かかりません。

Q： 使用者（会社等）も利用することができますか？

A： 労働争議のあっせんや個別労働関係紛争のあっせんなどの申請は、使用者も行うことができます。不当労働行為の救済申立ては、労働組合又は労働者からしかできませんが、相談はお受けします。

Q： 労働委員会の仕事や利用方法などについて詳しく知りたいのですが、どこへ聞いたら良いですか？また、電話で相談できますか？

A： 利用方法についての問い合わせや相談は、事務局にお電話ください。ただ、内容が複雑な場合等は、事務局に来ていただくことをお勧めします。

Q： 申請の様式は、どこで入手できますか？

A： 事務局に備え付けているほか、主要な様式は、当委員会のホームページ（<http://www.pref.akita.lg.jp/akiroi/>）からもダウンロードすることができます。また、電子メールを通じて申請手続を行うこともできます。